

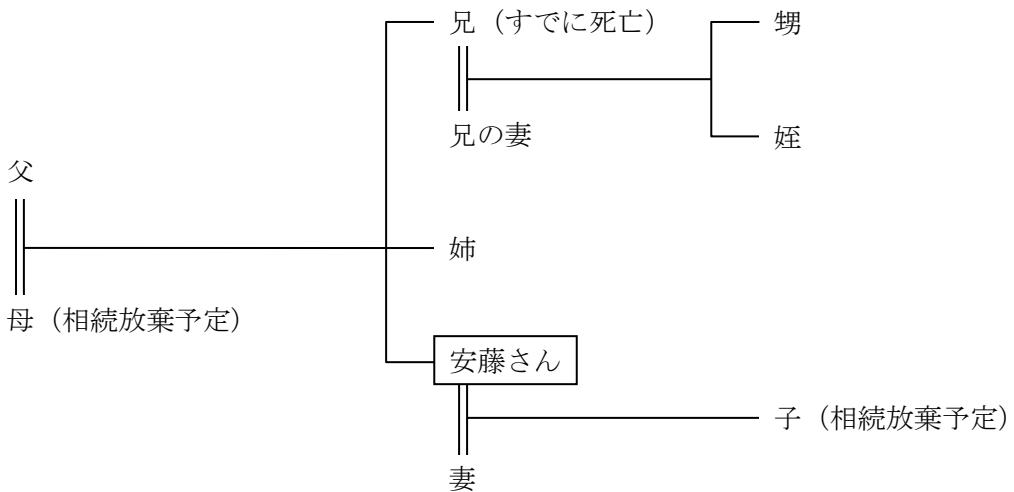
問 1

次の設例に基づき、相続の概要に関する以下の設問A～Iについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

安藤真一さん（以下「安藤さん」という）は、将来の相続対策について検討している。安藤さんの2025年11月末現在の親族関係図等は以下のとおりである。なお、安藤さんおよびその親族等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、安藤さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

[親族関係図]



- 母および子は、安藤さんの相続について、相続の放棄をする予定である。

(問題1)

（設問A）2025年11月末に安藤さんに相続が開始し、母および子が相続の放棄をした場合、安藤さんの相続に係る民法上の法定相続分として、正しいものはどれか。

1. 妻 1／2
2. 父 1／3
3. 姉 1／4
4. 傷 1／16

(問題2)

(設問B) 2025年11月末に安藤さんに相続が開始し、母および子が相続の放棄をした場合、安藤さんの相続に係る相続税の総額等を計算するうえでの法定相続分として、正しいものはどれか。

1. 子 1/2
2. 父 1/3
3. 母 1/6
4. 姉 1/8

(問題3)

(設問C) 安藤さんは過去に、父、母および子に対し生計の資本とするために以下のとおり上場株式を贈与しており、この贈与は父、母および子の特別受益となるものである。2025年11月末に安藤さんに相続が開始し、安藤さんの相続財産の価額が200,000千円である場合、特別受益を考慮した妻の民法上の相続分（具体的相続分）の金額として、正しいものはどれか。なお、母および子は相続の放棄をするものとする。

受贈者	贈与時の価額	売却時の価額	相続開始時の価額	備考
父	1,000千円	2,500千円	4,000千円	(注)
母	1,500千円	3,000千円	3,000千円	
子	2,000千円	6,000千円	5,000千円	

(注) 父、母および子は、贈与を受けた上場株式を安藤さんの相続開始時までに売却しており、相続開始時の価額は、その上場株式を安藤さんの相続開始時まで売却せずに、原状のまま保有していた場合の価額である。

1. 106,000千円
2. 136,000千円
3. 137,000千円
4. 138,000千円

(問題4)

(設問D) 安藤さんおよびその親族の相続に係る遺留分に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、相続開始時の親族関係は設例の「親族関係図」と同じであるものとし、各選択肢間に関連はないものとする。

1. 父母が死亡した後に、安藤さんに相続が開始し、子が相続の放棄をした場合、妻の遺留分の割合は2分の1である。
2. 父母が死亡した後に、姉に相続が開始した場合、甥の遺留分の割合は8分の1である。
3. 父に相続が開始し、母が相続の放棄をした場合、姪の遺留分の割合は24分の1である。
4. 哥に相続が開始した場合、兄の妻の遺留分の割合は2分の1である。

(問題5)

(設問E) 2025年11月末に安藤さんに相続が開始した場合、妻の配偶者居住権に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、安藤さん夫婦は、相続開始時に安藤さんが所有する建物（以下「居住建物」という）に居住しており、母および子は相続の放棄をするものとする。

1. 妻が配偶者居住権を取得した場合、妻は相続開始前において居住の用に供していなかった部分も居住の用に供することができる。
2. 相続開始時に居住建物が安藤さんと父との共有である場合、妻は居住建物について配偶者居住権を取得することができる。
3. 安藤さんの相続により、父が居住建物の所有権を取得し、妻が居住建物について配偶者居住権を取得した場合、父の承諾を得て、妻は配偶者居住権を第三者に譲渡することができる。
4. 安藤さんの相続により、父が居住建物の所有権を取得し、妻が居住建物について配偶者居住権を取得した場合、父の承諾の有無にかかわらず、妻は第三者に居住建物を使用させることができない。

(問題6)

(設問F) 相続人の欠格に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 相続人となるべき者が欠格事由に該当する場合、利害関係人からの請求手続きを経ることなく、当然に相続人の欠格の効果が生じる。
2. 欠格事由に該当して相続権を失った者に子がいる場合、その相続権を失った者の子は代襲相続人となるない。
3. 欠格事由に該当して相続権を失った者でも、その相続に係る被相続人からの遺贈により財産を取得することができる。
4. 被相続人の遺言書を偽造し欠格事由に該当する者は、被相続人および被相続人の配偶者の相続において相続人になることができない。

(問題7)

(設問G) 失踪および相続人の不存在等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 不在者の生死が7年間明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求により、失踪の宣告をすることができる。
2. 失踪の宣告を受けた者が生存していた場合、家庭裁判所は、失踪の宣告を受けた本人または利害関係人の請求により、失踪の宣告を取り消さなければならない。
3. 相続人のあることが明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人または検察官の請求により、相続財産の清算人を選任しなければならない。
4. 特別縁故者が相続財産の分与を家庭裁判所に対して請求する場合、相続人のあることが明らかでないことを知った時から3ヵ月以内に請求しなければならない。

(問題8)

(設問H) 養子に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 配偶者のある者が成年者を普通養子とする場合、原則として当該配偶者の同意は不要である。
2. 未成年者である孫を普通養子にした場合、孫の親権者は孫の実親ではなく養親となる。
3. 夫が29歳、妻が24歳の夫婦は、特別養子縁組の養親になることはできない。
4. 特別養子縁組の離縁は、養子が成年に達してから養親との協議によりすることができる。

(問題9)

(設問I) 「相続登記の申請の義務化」および「相続土地国庫帰属制度」に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 相続登記の申請の義務化に伴う改正不動産登記法の施行日より前に相続等により取得した土地については、相続登記の申請の義務化の対象とならない。
2. 相続人以外の者であっても、遺贈により不動産の所有権を取得した者は相続登記の申請の義務がある。
3. 相続土地国庫帰属制度の施行日より前に相続等により取得した土地については、同制度の対象とならない。
4. 建物の存する土地は、相続土地国庫帰属制度の対象とならない。

問2

遺言および遺産分割協議等に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題10)

(設問A) 次の自筆証書遺言書について、下線を付した(ア)～(エ)の記載内容のうち、遺言の全部または一部の効力を生じさせない記載内容のみの組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、全文は遺言者が自書したものであり、下線を付した(ア)～(エ)以外の記載内容等には問題がないものとする。

遺 言 書

私 布施次郎は、次のとおり遺言します。

第1条 私は、次の財産を (ア) 妻の栄子との間に生まれた長女に相続させる。

1 宅地 東京都●●区●町●丁目●番 地積：200平方メートル
2 預金 MA銀行●●支店の普通預金 口座番号：1234567

第2条 私は、次の財産を長男の良太（昭和50年10月25日生）に相続させる。

株式会社MEの株式 200株

第3条 私は、(イ) 長男の良太が私に先立って死亡したときは、前条の財産を孫（良太の子）の宗康（平成17年3月5日生）に相続させる。

第4条 私が勤めている株式会社MEの退職金規程によれば、死亡退職金の受取人の第1順位者は配偶者となっているが、(ウ) 死亡退職金は二男の啓二（昭和52年5月10日生）に相続させる。

第5条 私は、長男の良太に対して、(エ) 遺言執行者を指定することを委託する。

令和7年10月1日

東京都●●区●町●丁目●番●号

遺言者 布施 次郎 

1. (ア)、(イ)、(ウ)
2. (イ)、(エ)
3. (ウ)、(エ)
4. (ウ)

(問題11)

(設問B) 遺産分割協議に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 遺産分割協議の成立後に、子を認知する旨が記載された遺言書が発見され、その遺言書による認知によって新たに相続人となった者は、遺産分割協議のやり直しを求めることができる。
2. 遺産分割協議により銀行借入金債務の承継者を特定の相続人に定めた場合であっても、債権者である銀行の同意がない限り、各共同相続人は法定相続分に応じた返済義務を免れない。
3. 代償分割により現物財産を取得した相続人が、他の相続人に代償財産として土地や建物を交付した場合、交付時の時価でその土地や建物を譲渡したものとして、所得税の課税対象となる。
4. 親と子がともに相続人であり、子が未成年者である場合、親権者である親は、その子のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければならない。

(問題12)

(設問C) 遺言執行者に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 遺言執行者がないときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求によって、遺言執行者を選任することができる。
2. 遺言執行者は、正当な事由があるときは、利害関係人の承諾を得ることで、その任務を辞することができる。
3. 遺言執行者は、原則として自己の責任で第三者にその任務を行わせることができる。
4. 遺言執行者が選任されている場合、相続人が遺言に反して相続財産を処分した行為は、原則として無効となる。

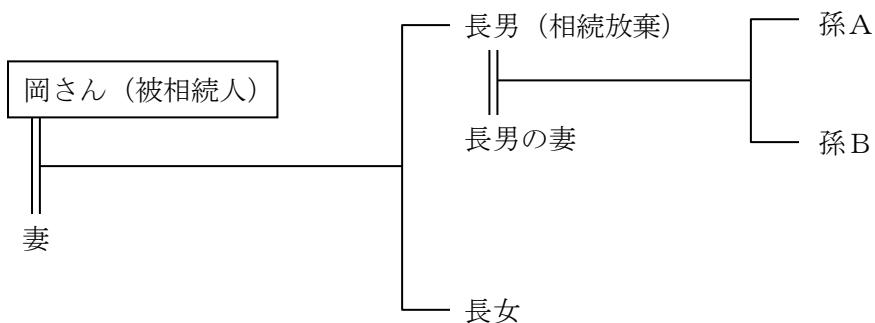
問3

次の設例に基づき、相続税の仕組みと課税財産に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

岡浩一さん（以下「岡さん」という）は、2025年11月8日に東京都内の病院で死亡した。岡さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。なお、岡さんおよびその相続人等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、岡さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、相続人等の中に相続時精算課税制度を選択した者はおらず、各設問間に関連はないものとする。

[相続人等関係図]



- ・長男は、岡さんの相続について、相続の放棄をしている。
- ・妻、長男、長女、孫Aおよび孫Bは、いずれも相続または特定遺贈により財産を取得している。

(問題13)

（設問A）岡さんの死亡により、生命保険契約に基づき、相続人等は以下の死亡保険金を一時金で受け取った。妻が受け取った死亡保険金のうち、妻の相続税の課税価格に算入される金額（生命保険金の非課税金額控除後の金額）として、正しいものはどれか。

区分	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 受取人	金額
Y A保険	岡さん	岡さん	妻	30,000千円
Y B保険			妻	10,000千円
Y C保険			長男	25,000千円
Y D保険			長女	20,000千円
Y E保険			孫A	15,000千円

1. 21,000千円
2. 24,000千円
3. 30,000千円
4. 34,000千円

(問題14)

(設問B) 妻は、岡さんの死亡により、岡さんが勤務していた会社から、以下の退職手当金等を受け取った。これらの金額のうち、相続財産とみなされて退職手当金等として妻の相続税の課税価格に算入される金額（退職手当金等の非課税金額控除後の金額）として、正しいものはどれか。なお、岡さんの死亡時の賞与以外の普通給与は月額600千円であり、直近に支払われた賞与は900千円であった。また、岡さんの死亡は業務上の死亡ではない。

[妻が受け取った退職手当金等の状況]

区分	金額	備考
退職手当金	40,000千円	退職給与規程に基づくものであり、2025年11月10日に支給額が確定し、2025年11月20日に支払われた。
弔慰金	5,000千円	弔慰金規程に基づくものであり、実質的に退職手当金に該当する部分ではなく、2025年11月20日に支払われた。
給与	600千円	給与規程に基づく2025年11月の給与（支給期11月20日）であり、2025年11月20日に支払われた。

1. 25,500千円
2. 25,600千円
3. 26,100千円
4. 26,400千円

(問題15)

(設問C) 岡さんの相続に係る相続税の課税価格の計算上、債務および葬式費用に関連するものは以下のとおりであり、各人が負担した金額は、いずれも相続または特定遺贈により取得した財産の価額の範囲内であった。岡さんの相続に係る相続税の課税価格の計算上、債務控除をすることができる金額の合計額として、正しいものはどれか。

内容	金額	負担者	備考
医療費	200千円	長男	(注1)
通夜飲食費	400千円		(注2)
お布施・戒名料	500千円	長女	(注2)
葬式費用	2,500千円	妻	(注2、注3)
香典返戻費用	800千円		(注3)

(注1) 岡さんの入院費で相続開始時に未払いとなっていたものである。

(注2) 岡さんの職業、財産その他の事情に照らして相当であると認められる金額である。また、お布施は、告別式に当たり僧侶へ支払ったものである。

(注3) 妻は香典収入900千円を取得し、そのうち800千円を香典返戻費用の支払いに充て、100千円を葬式費用の支払いに充てている。

1. 2,900千円
2. 3,300千円
3. 3,400千円
4. 3,600千円

(問題16)

(設問D) 増田さんが以下のとおり贈与をした後、2031年10月に死亡した場合、各相続人の相続税の課税価格に加算される贈与財産の価額の合計額として、正しいものはどれか。なお、各相続人は、贈与時および相続開始時のいずれの時においても居住無制限納税義務者であり、増田さんから相続により財産を取得しており、相続税の申告義務がある。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

贈与年月	贈与財産	受贈者	贈与時の 相続税評価額	備考
2025年 7月	現金	長男	300千円	(注1)
2026年 9月	現金	二男	800千円	
2026年10月	有価証券	長女	30,000千円	(注2)
2028年12月	現金	二男	2,000千円	
2029年 8月	現金	長男	4,000千円	

(注1) この贈与について、贈与税の基礎控除額の範囲内であるため、贈与税の申告および納付はしないものとする。

(注2) 長女は、相続時精算課税制度の適用要件を満たしているものとし、この贈与について、初めて相続時精算課税制度を選択するものとする。

1. 32,900千円
2. 34,000千円
3. 34,900千円
4. 36,000千円

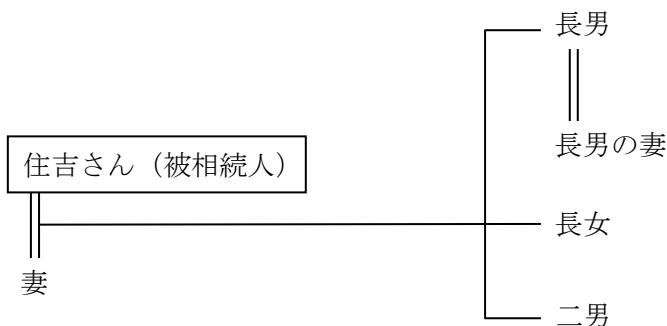
問4

次の設例に基づき、小規模宅地等の特例（以下「本特例」という）に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

住吉学さん（以下「住吉さん」という）は、2025年6月20日に東京都内の自宅で死亡した。住吉さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。なお、住吉さんおよびその相続人等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、住吉さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、相続人等の中に相続時精算課税制度を選択した者はおらず、各設問間に関連はないものとする。

[相続人等関係図]



- 妻、長男、長女および二男は、いずれも相続により財産を取得している。

[相続開始時における不動産の状況]

相続人が相続により 取得した宅地等	相続開始直前の状況等
住吉さんの自宅の敷地	<ul style="list-style-type: none"> 住吉さんの自宅は、住吉さん夫婦および二男の居住の用に供されている。
店舗の敷地	<ul style="list-style-type: none"> 店舗は、長女が住吉さんから使用貸借により借り受けている。 店舗は、長女が事業主である小売業の用に供されている。 長女は、住吉さんと生計を一にしていない。
アパート甲の敷地	<ul style="list-style-type: none"> アパート甲（全20室）は、住吉さんの貸付事業の用に供されており、相続開始の10年前から第三者へ適正賃料で賃貸されている。
アパート乙の敷地	<ul style="list-style-type: none"> アパート乙（全8室）は、住吉さんの貸付事業の用に供されており、相続開始2年前の完成時から第三者へ適正賃料で賃貸されている。

- 建物の所有者はいずれも住吉さんである。
- 長男夫婦は賃貸マンションに居住しており、長男は、相続開始前のいずれの時においても日本国内にある本人、配偶者、三親等内の親族等が所有する家屋に居住したことがない。

(問題17)

(設問A) 相続人が住吉さんから相続により宅地等を取得し、当該宅地等について本特例を選択する場合に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、建物を取得する者はその敷地を取得する者と同一であるものとし、記載のない事項については、本特例の適用要件を満たしているものとする。

1. 妻が住吉さんの自宅の敷地を取得し、相続税の申告期限前に売却した場合、妻は本特例の適用を受けることはできない。
2. 長男が住吉さんの自宅の敷地を取得し、相続税の申告期限まで有していた場合、長男は本特例の適用を受けることができる。
3. 長女が店舗の敷地を取得し、相続税の申告期限までこの宅地上で引き続き小売業を営み、相続税の申告期限まで有していた場合、長女は本特例の適用を受けることができる。
4. 長女がアパート甲の敷地を取得し、相続税の申告期限までに不動産賃貸業を引き継ぎ、相続税の申告期限まで当該不動産賃貸業を行っている場合、長女は本特例の適用を受けることができる。

(問題18)

(設問B) 妻が住吉さんから相続により以下の宅地等を取得した場合、妻の相続税の課税価格に算入すべき価額として、正しいものはどれか。なお、本特例については、妻の相続税の課税価格に算入すべき価額が最も少なくなるように選択して適用を受けるものとする。また、建物を取得する者は妻であり、他の相続人の本特例の選択は考慮しないものとし、記載のない事項については、本特例の適用要件を満たしているものとする。

妻が相続により取得した宅地等	地積	相続開始時の相続税評価額	相続開始直前の状況等
住吉さんの自宅の敷地	165m ²	82,500千円	設例のとおり。
アパート甲の敷地	420m ²	168,000千円	
アパート乙の敷地	200m ²	150,000千円	

<算式>

$$\text{貸付事業用宅地等がある場合の本特例に係る限度面積} = I \times \frac{200}{400} + II \times \frac{200}{330} + III \leq 200 \text{m}^2$$

I : 特定事業用宅地等の面積

II : 特定居住用宅地等の面積

III : 貸付事業用宅地等の面積

1. 259,500千円
2. 297,000千円
3. 314,500千円
4. 325,500千円

(問題19)

(設問C) 本特例の適用に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、本特例の適用要件を満たしているものとする。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 相続人が相続開始の年にその被相続人から生前贈与により取得した宅地について、本特例の適用を受けることができる。
2. 被相続人の居住の用に供されていた家屋が、被相続人が要介護認定を受け特別養護老人ホームに入所したために、相続の開始の直前において空き家となっていた場合であっても、当該家屋の敷地について、特定居住用宅地等として本特例の適用を受けることができる。
3. 被相続人と同居していた相続人が、被相続人の居住の用に供されていた宅地等を取得し、相続税の申告期限前に転勤により当該相続人の配偶者および子と共に引っ越しして当該宅地上の家屋が空き家となった場合、当該家屋の敷地について、特定居住用宅地等として本特例の適用を受けることができる。
4. 被相続人と同居していた相続人が、被相続人の居住の用に供されていた宅地等を取得した後、建替えのため当該宅地上の家屋を取り壊した場合、相続税の申告期限までに家屋が完成し当該相続人の居住の用に供された場合に限り、当該宅地等について特定居住用宅地等として本特例の適用を受けることができる。

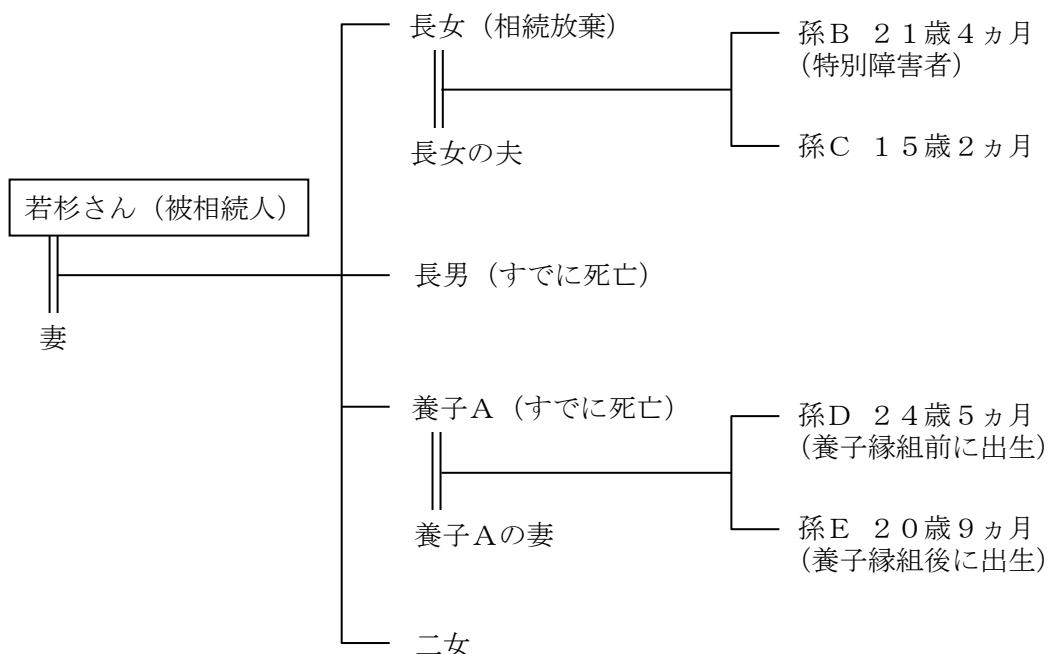
問5

次の設例に基づき、相続税の総額等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

若杉峰夫さん（以下「若杉さん」という）は、2025年9月10日に北海道内の病院で死亡した。若杉さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。なお、若杉さんおよびその相続人等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、若杉さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、相続人等の中に相続時精算課税制度を選択した者はおらず、各設問間に関連はないものとする。

[相続人等関係図]



- 年齢は若杉さんの相続開始時点のものである。
- 若杉さん夫婦は、2003年5月にAを普通養子としている。
- 長女は、若杉さんの相続について、相続の放棄をしている。
- 妻、長女、二女、孫B、孫C、孫D、孫Eはいずれも相続または特定遺贈により財産を取得している。

<相続税の速算表>

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額	
10,000千円 以下	10%	—	
10,000千円 超	30,000千円 以下	15%	500千円
30,000千円 超	50,000千円 以下	20%	2,000千円
50,000千円 超	100,000千円 以下	30%	7,000千円
100,000千円 超	200,000千円 以下	40%	17,000千円
200,000千円 超	300,000千円 以下	45%	27,000千円
300,000千円 超	600,000千円 以下	50%	42,000千円
600,000千円 超		55%	72,000千円

(問題20)

(設問A) 若杉さんの相続に係る相続税における遺産に係る基礎控除額として、正しいものはどれか。

1. 48,000千円
2. 54,000千円
3. 60,000千円
4. 66,000千円

(問題21)

(設問B) 若杉さんの相続に係る相続税の課税遺産総額（課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額）が660,000千円であった場合、相続税の総額として、正しいものはどれか。

1. 187,000千円
2. 196,000千円
3. 204,000千円
4. 221,000千円

(問題22)

(設問C) 若杉さんの相続に係る相続税の課税価格の合計額が450,000千円であり、妻の相続税の課税価格が360,000千円である場合、妻が適用を受けることができる配偶者に対する相続税額の軽減額の限度額の算式は以下のとおりである。算式中の空欄(ア)にあてはまる金額として、正しいものはどれか。

<算式>

$$\text{配偶者に対する相続税額の軽減額} = \text{相続税の総額} \times \frac{(\text{ア})}{450,000 \text{千円}}$$

1. 160,000千円
2. 180,000千円
3. 225,000千円
4. 360,000千円

(問題23)

(設問D) 若杉さんの相続に係る孫Bの相続税の算出税額が15,000千円であった場合、孫Bが適用を受けることができる障害者控除額として、正しいものはどれか。なお、過去の相続税の申告における障害者控除の適用、扶養義務者からの控除および他の税額控除については考慮しないものとする。

1. 0円
2. 6,400千円
3. 12,600千円
4. 12,800千円

問6

相続税等の申告および納付等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題24)

(設問A) 相続税の申告手続き等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 相続税の申告書には、納税義務者および被相続人の個人番号（マイナンバー）を記載しなければならない。
2. 相続時精算課税適用者が、相続時精算課税に係る贈与税額を相続税額から控除しきれない場合、その控除しきれない贈与税額の還付を受けるために相続税の申告書を提出することができる。
3. 被相続人甲についての相続税の申告書を提出すべき乙が、その申告書の提出期限前にその申告書を提出しないで死亡した場合、乙の相続人は、被相続人甲の相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヵ月以内に、乙が提出すべきであった甲についての相続税の申告書を提出しなければならない。
4. 相続税の申告書を提出すべき者が、その提出期限前に納税管理人の届出をしたうえで日本国内に住所および居所を有しないこととなる場合には、その住所および居所を有しないこととなる日までに相続税の申告書を提出しなければならない。

(問題25)

(設問B) 相続税の連帯納付義務に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 同一の被相続人から相続または遺贈により財産を取得したすべての者は、原則として、その者が相続または遺贈により受けた利益の価額に相当する額を限度として、互いに連帯納付の義務を負う。
2. 相続税の延納の許可を受けた納税義務者が分納税額を滞納した場合、他の共同相続人は、その滞納に係る分納税額について連帯納付の義務を負わない。
3. 相続税の課税価格計算の基礎となった財産が贈与された場合、その受贈者は、その贈与者の納付すべき相続税額のうち贈与により取得した財産の価額に対応する部分の金額について、贈与により受けた利益の価額に相当する金額を限度として、連帯納付の義務を負う。
4. 相続税の申告期限までに相続財産の全部が未分割であったため、共同相続人が法定相続分により財産を取得したものとして相続税の申告書を提出した場合、相続人が滞納した相続税額について、他の共同相続人は連帯納付の義務を負わない。

(問題26)

(設問C) 所得税の準確定申告等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 小売業を営んでいる個人事業者（青色申告の承認を受けている者）が、被相続人（青色申告の承認を受けていない者）の不動産賃貸業を相続により承継した場合、当該個人事業者は、その相続により承継した年分以後の確定申告について改めて青色申告の承認を受ける必要はない。
2. 所得税の確定申告書を提出すべき事業を営んでいた者が、確定申告書の提出をしないまま2026年2月10日に死亡した場合、その相続人が当該死亡した者に係る2025年分および2026年分の準確定申告書を2026年3月31日に提出したときは、いずれの年分についても期限内申告となる。
3. 被相続人に支給されるべき国民年金で、未支給の国民年金（未支給年金）を相続人が請求し支給を受けた場合、当該未支給年金は、相続人の所得として所得税の課税対象となる。
4. 被相続人に係る医療費を死亡後に相続人が支払った場合、相続人が支払った当該医療費は、被相続人に係る死亡した年分の準確定申告において医療費控除の対象となる。

(問題27)

(設問D) 相続または遺贈により取得した財産の全部または一部が相続税の申告期限までに共同相続人または包括受遺者間で未分割である場合の相続税等の取扱いに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については考慮しないものとする。

1. 共同相続人間で未分割である不動産であっても、共同相続人全員で物納申請することにより、当該不動産を物納に充てることができる。
2. 共同相続人間で未分割である財産について法定相続分により取得したものとして相続税の申告をした相続人は、その後の遺産分割により、申告した相続税額が過大となった場合であっても、必ずしも更正の請求を行う必要はない。
3. 共同相続人間で未分割である不動産から生ずる不動産所得については、各共同相続人が法定相続分に応じて得たものとして所得税の確定申告をしなければならない。
4. 相続財産の一部が未分割であっても、他の相続財産のうち分割されている宅地等があれば、その分割された宅地等については小規模宅地等の特例の適用を受けることができる。

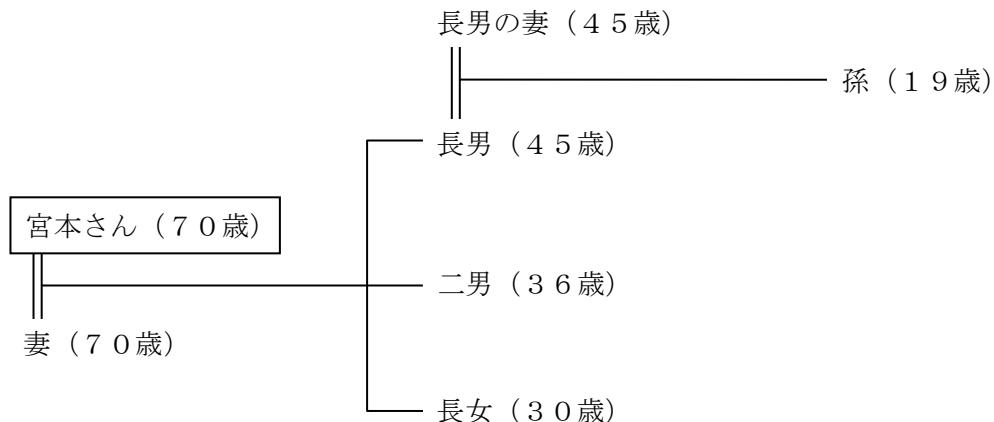
問7

次の設例に基づき、贈与税および相続時精算課税制度に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、贈与税額については、納付すべき税額が最も少くなるように計算してください。

<設例>

宮本翔太さん（以下「宮本さん」という）とその親族は、財産の贈与について検討している。宮本さんの親族関係図等は以下のとおりである。なお、宮本さんおよびその親族は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、宮本さんおよびその親族の所有財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

[親族関係図]



- 年齢は2025年1月1日現在のものである。

<贈与税の速算表>

(イ) 18歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産の場合（特例贈与財産、特例税率）

基礎控除後の課税価格	税率	控除額	
2,000千円 以下	10%	—	
2,000千円 超	4,000千円 以下	15%	100千円
4,000千円 超	6,000千円 以下	20%	300千円
6,000千円 超	10,000千円 以下	30%	900千円
10,000千円 超	15,000千円 以下	40%	1,900千円
15,000千円 超	30,000千円 以下	45%	2,650千円
30,000千円 超	45,000千円 以下	50%	4,150千円
45,000千円 超		55%	6,400千円

(口) 上記(イ)以外の場合(一般贈与財産、一般税率)

基礎控除後の課税価格	税率	控除額	
2,000千円 以下	10%	—	
2,000千円 超	3,000千円 以下	15%	100千円
3,000千円 超	4,000千円 以下	20%	250千円
4,000千円 超	6,000千円 以下	30%	650千円
6,000千円 超	10,000千円 以下	40%	1,250千円
10,000千円 超	15,000千円 以下	45%	1,750千円
15,000千円 超	30,000千円 以下	50%	2,500千円
30,000千円 超		55%	4,000千円

(問題28)

(設問A) 孫が2025年中に以下の財産の贈与を受けた場合、孫が納付すべき2025年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、孫は、相続時精算課税制度を選択せず、直系尊属から贈与を受けた場合の各種非課税の特例の適用を受けないものとする。

贈与年月	贈与者	贈与財産	贈与時の相続税評価額
2025年3月	宮本さん	現金	3,000千円
2025年4月	宮本さんの妻	現金	2,000千円
2025年6月	二男	現金	5,000千円

1. 1,275千円
2. 1,770千円
3. 2,040千円
4. 2,310千円

(問題29)

(設問B) 二男が以下の財産の贈与を受けた場合、二男が納付すべき2025年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、二男はいずれの贈与についても相続時精算課税制度を選択するものとする。

贈与年月	贈与者	贈与財産	贈与時の相続税評価額	備考
2025年1月	宮本さん	現金	25,000千円	(注1)
2025年5月	宮本さんの妻	上場株式	30,000千円	(注2)

(注1) 二男は、宮本さんからの贈与について2023年に初めて相続時精算課税制度を選択し、2023年分の贈与税の申告において、特別控除額5,000千円を控除している。

(注2) 二男は、宮本さんの妻からの贈与について、初めて相続時精算課税制度を選択している。

1. 880千円
2. 1,560千円
3. 1,780千円
4. 2,000千円

(問題30)

(設問C) 宮本さんの妻が2025年中に宮本さんから以下の財産の贈与を受けた場合、宮本さんの妻が納付すべき2025年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、建物および宅地について、宮本さんが単独で所有していたものとする。また、宮本さんの妻は贈与税の配偶者控除の適用を受けることとし、その適用要件はすべて満たしているものとする。

贈与財産	贈与時の相続税評価額	備考
建物の持分 60%	8,000千円	<ul style="list-style-type: none"> ・贈与時の相続税評価額は、建物および宅地全体の価額である。 ・建物は店舗併用住宅であり、居住用部分には宮本さん夫婦が居住している。 ・建物および宅地ともに居住用部分の割合は70%であり、宅地は上記建物の敷地である。
宅地の持分 60%	35,000千円	

1. 640千円
2. 760千円
3. 1,090千円
4. 1,406千円

(問題3 1)

(設問D) 長女が2025年中に以下の財産の贈与を受けた場合、長女が納付すべき2025年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、長女は、「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の適用要件を満たしており、「省エネ等住宅」を取得した場合の非課税限度額までその適用を受けるものとする。

贈与者	贈与財産	贈与時の 相続税評価額	備考
宮本さん	現金	45,000千円	<ul style="list-style-type: none"> 全額を自己の居住の用に供する省エネ等住宅(注)の取得に充てている。 初めて相続時精算課税制度を選択するものとする。

(注) エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋等として政令で定めるものをいう。

1. 1,780千円
2. 2,000千円
3. 2,780千円
4. 3,000千円

(問題3 2)

(設問E) 「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」(以下「本特例」という)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、贈与を受けた時期は2025年8月とし、記載のない事項については、本特例の適用要件を満たしているものとする。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 受贈者の2025年分の合計所得金額が10,000千円を超えた場合、本特例の適用を受けることはできない。
2. 本特例の適用を受けるためには、受贈者が教育資金非課税申告書を取扱金融機関の営業所等を経由して、受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならず、受贈者が納税地の所轄税務署長に直接提出することはできない。
3. 受贈者の配偶者の父母からの贈与については、受贈者が当該配偶者の父母と養子縁組をしている場合を除いて、本特例の適用を受けることはできない。
4. 本特例において、教育資金管理契約を締結することができる金融機関の営業所等は、日本国内にあるものに限られる。

問8

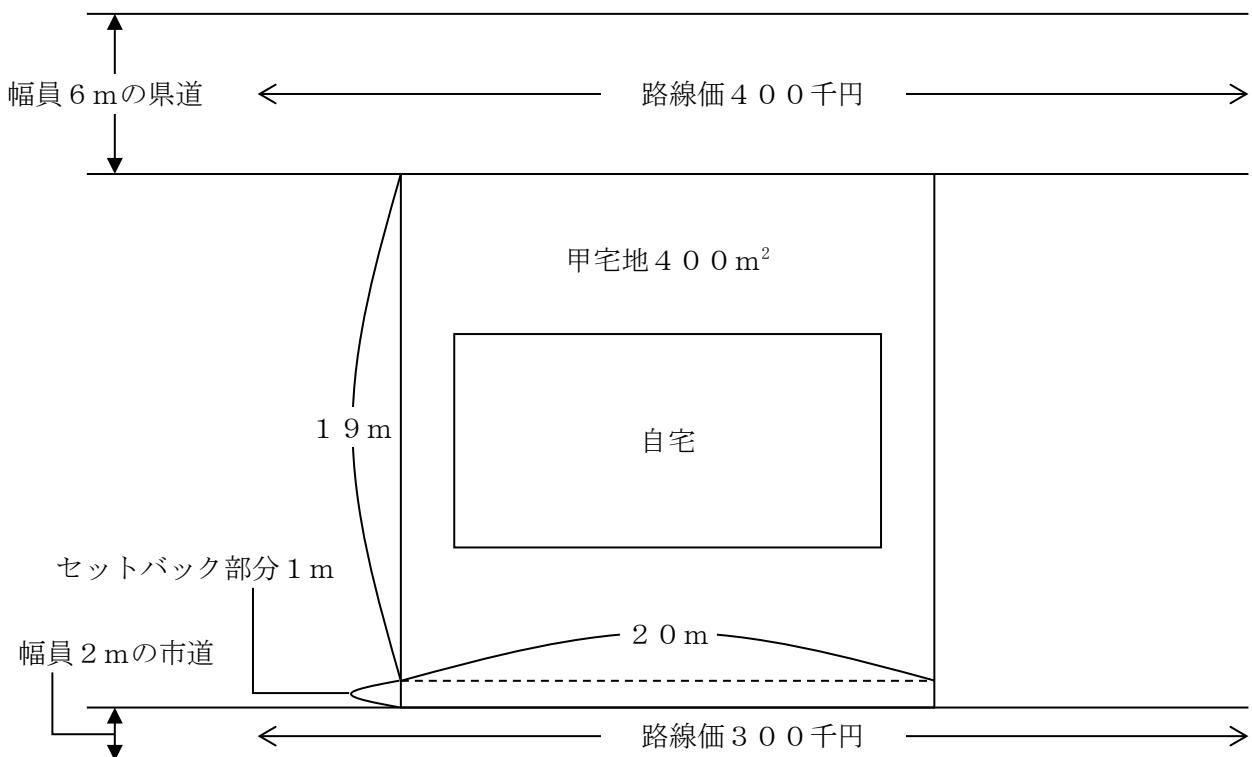
次の設例に基づき、不動産の相続税評価に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

関根英雄さん（以下「関根さん」という）は、所有している不動産の有効利用について検討している。なお、不動産の状況等は以下のとおりであり、関根さんの相続に係る相続人は妻および長男の2人であるものとする。また、各設問間に関連はないものとする。

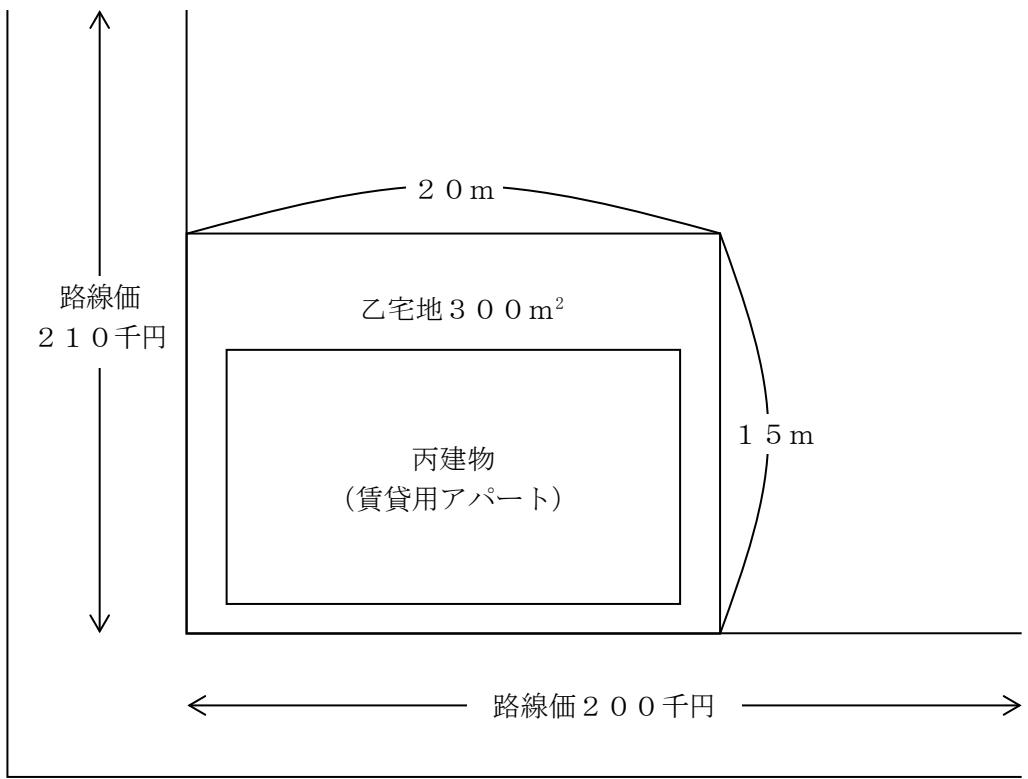
[不動産の状況]

(1) 甲宅地の状況



- 地区区分 普通商業・併用住宅地区
- 奥行価格補正率（奥行12m以上32m未満） 1.00
- 二方路線影響加算率 0.05
- その他の補正率については、考慮しないものとする。
- 甲宅地は、関根さん所有の自宅の敷地であり、自宅は、関根さん夫婦の居住の用に供されている。
- 甲宅地は、地積規模の大きな宅地には該当しない。
- 甲宅地に接する幅員2mの市道は、建築基準法第42条第2項に規定する道路であり、自宅の建替えをする際にはセットバック（後退）を要する。なお、当該市道の幅員は2mと一定であり、中心線は市道の中央である。また、甲宅地の当該市道を挟んで向かい側は平坦な宅地であり、川やがけ等ではない。

(2) 乙宅地（普通借地権）および丙建物の状況



- ・ 乙宅地は、借地権の設定の対価として権利金その他一時金を支払う取引上の慣行がある地域にある。
- ・ 乙宅地は、第三者（地主）が所有しており、関根さんが1992年5月から建物の所有を目的とする土地の賃貸借契約により借り受けている。なお、関根さんは、当該賃貸借契約による乙宅地の賃借権（普通借地権）の設定に際し、地主にその対価として通常の権利金を支払い、その後は毎年、通常の地代を支払っている。
- ・ 関根さんは、上記の借地権の設定を受けたと同時に乙宅地上に丙建物（賃貸用アパート）を建設し、第三者（借家人）に適正な賃料で賃貸している。
- ・ 地区区分 普通住宅地区
- ・ 奥行価格補正率（奥行10m以上24m未満） 1.00
- ・ 側方路線影響加算率

角地	0.03
準角地	0.02
- ・ その他の補正率については、考慮しないものとする。
- ・ 借地権割合 60%
- ・ 借家権割合 30%

(問題3 3)

(設問A) 現時点で関根さんに相続が開始し、妻が甲宅地を現況のまま相続により取得した場合、甲宅地の相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、小規模宅地等の特例については考慮しないものとする。

1. 49,800千円
2. 154,380千円
3. 160,190千円
4. 163,510千円

(問題3 4)

(設問B) 現時点で関根さんに相続が開始し、長男が乙宅地に係る借地権を取得した場合、その借地権の相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、関根さんの相続開始時の丙建物の床面積等の状況は以下のとおりとし、小規模宅地等の特例については考慮しないものとする。

[丙建物の床面積等の状況]

丙建物の総床面積：600m²

丙建物の各独立部分の床面積の合計：500m²

賃貸割合：100%

相続開始時の固定資産税評価額：6,000千円

1. 7,704千円
2. 11,556千円
3. 26,964千円
4. 27,216千円

(問題3 5)

(設問C) 現時点で関根さんに相続が開始し、長男が丙建物を相続により取得した場合、丙建物の相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、丙建物の床面積等の状況は(問題3 4)のとおりであるものとする。

1. 1,800千円
2. 2,400千円
3. 4,200千円
4. 6,000千円

(問題36)

(設問D) 関根さんは、乙宅地について、地主から所有権（底地）を買い取ることについて検討している。関根さんが乙宅地の所有権を取得した後、関根さんに相続が開始し、妻が乙宅地を相続により取得した場合の乙宅地の相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、丙建物の床面積等の状況は（問題34）のとおりであるものとする。また、小規模宅地等の特例については考慮しないものとする。

1. 25,680千円
2. 44,940千円
3. 52,644千円
4. 53,136千円

問9

相続等により取得した財産の相続税評価額に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題37)

(設問A) 2025年9月14日に死亡した榎並さんは、GC生命保険会社と以下の生命保険契約を締結していた。この生命保険契約に関する権利を相続人等が取得した場合、その相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、解約返戻金について、源泉徴収されるべき所得税はないものとする。

[GC生命保険会社との生命保険契約の状況]

保険契約者（保険料負担者）	榎並さん
被保険者	榎並さんの妻
相続開始時の解約返戻金額	4,000千円
相続開始時の契約者貸付金額	500千円
相続開始時の剩余金の分配額	50千円
相続開始時の前納保険料の金額	1,000千円

1. 4,050千円
2. 4,550千円
3. 5,000千円
4. 5,050千円

(問題38)

(設問B) 2025年7月10日に死亡した最上さんが保有していたG R社（本店米国ニューヨーク州）の株式（ニューヨーク証券取引所に上場している株式）および外国為替相場の状況は以下のとおりである。このG R社の株式1,000株を相続人等が取得した場合、その相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、日本と米国との時差については考慮する必要はない。

[G R社の株価の状況]

区分	株価（1株当たり）
2025年4月の毎日の最終価格の月平均額	13.50米ドル
2025年5月の毎日の最終価格の月平均額	14.60米ドル
2025年6月の毎日の最終価格の月平均額	15.30米ドル
2025年7月の毎日の最終価格の月平均額	14.30米ドル
2025年7月10日（木）の最終価格	14.20米ドル

[外国為替相場の状況]

区分	TTS	TTB	TTM
2025年4月の毎日の最終の外国為替相場の月平均額	144.10円	142.10円	143.10円
2025年5月の毎日の最終の外国為替相場の月平均額	145.66円	143.66円	144.66円
2025年6月の毎日の最終の外国為替相場の月平均額	144.34円	142.34円	143.34円
2025年7月の毎日の最終の外国為替相場の月平均額	144.05円	142.05円	143.05円
2025年7月10日（木）の最終の外国為替相場	145.91円	143.91円	144.91円

- TTS：対顧客直物電信売相場（1米ドル当たり）である。
- TTB：対顧客直物電信買相場（1米ドル当たり）である。
- TTM：対顧客直物電信売買相場の仲値（1米ドル当たり）である。
- 最上さんは為替予約を締結していない。

1. 1,918,350円
2. 2,031,315円
3. 2,043,522円
4. 2,057,722円

(問題39)

(設問C) 2025年9月6日に死亡した大下さんが保有していた暗号資産GXの取得価額および取引価格の状況は以下のとおりである。この暗号資産GX 100単位を相続人等が取得した場合、その相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、この暗号資産GXは、活発な市場が存在する暗号資産である。

[暗号資産GXの取得価額]

大下さんが暗号資産GXを購入した日	取得価額（1単位当たり）
2024年5月23日（木）（注）	13,100円

（注）大下さんは、暗号資産交換業者から暗号資産GXを100単位購入し、相続開始時まで保有していた。なお、このほかに購入した暗号資産はない。

[暗号資産GXの取引価格の状況]

区分	暗号資産交換業者が公表している取引価格（1単位当たり）
2025年9月6日（土）の取引価格	13,500円

1. 0円
2. 945,000円
3. 1,310,000円
4. 1,350,000円

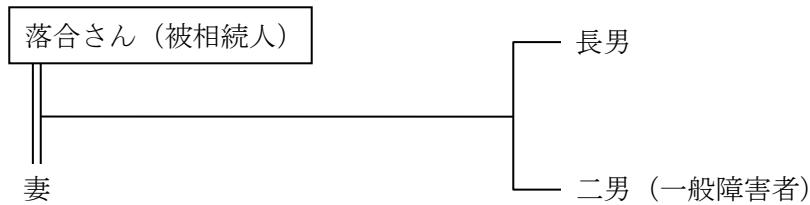
問10

次の設例に基づき、相続税の課税価格等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、国外転出時課税制度については考慮しないものとします。

<設例>

落合太一さん（以下「落合さん」という）は、2025年5月30日にX国（日本ではない外国）の病院で死亡した。落合さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。なお、相続人等の中に相続時精算課税制度を選択した者はいない。

[相続人等関係図および国籍に関する事項]



※落合さん、妻、長男および二男は日本国籍を有しており、日本国籍の有無については、過去に変更はなかったものとする。

[住所地等に関する事項]

	2010年 5月30日	2013年 7月21日	2017年 10月8日	2023年 8月1日	2025年 5月30日
落合さん および妻	大阪府		X国		
長男	大阪府		X国		東京都
二男	大阪府		X国		

▲ 相続開始
15年前

▲ 相続開始時

※一時居住者に該当する期間はないものとする。

[各相続人が相続により取得した財産等]

相続人	相続財産等	財産の価額	備考
妻	Q A生命保険（本店X国）からの死亡保険金（大阪支店で契約したもの）	20,000千円	(注1)
	X国所在の自宅土地・建物	40,000千円	
	Q B銀行（本店X国）大阪支店の普通預金	15,000千円	
長男	大阪府所在の賃貸不動産	22,000千円	(注2)
	Q C社（本社X国）が発行するX国の証券取引所に上場されている株式	8,000千円	
	Q D銀行（本店大阪府）本店の普通預金	15,000千円	
二男	Q E銀行（本店X国）大阪支店の普通預金	30,000千円	

(注1) 財産の価額は生命保険金等の非課税金額控除前の受取金額である。また、死亡保険金に係るQ A生命保険の保険契約者および保険料負担者は、いずれも落合さんである。

(注2) 財産の価額は相続開始時の相続税評価額である。

[債務および葬式費用等]

- ・ X国所在の自宅土地・建物の購入に係るQ B銀行（本店X国）本店からの借入金10,000千円は妻が承継した。
- ・ 大阪府所在の賃貸不動産の購入に係るQ D銀行（本店大阪府）本店からの借入金5,000千円は長男が承継した。
- ・ 落合さんの葬式費用（通常の費用）3,000千円は、妻、長男および二男が1,000千円ずつ負担した。

[落合さんから各相続人への生前贈与財産]

受贈者	贈与年月	贈与財産	贈与時の相続税評価額	相続開始時の相続税評価額
妻	2023年8月	X国国債	10,000千円	11,000千円
長男	2023年6月	Q C社（本社X国）が発行するX国の証券取引所に上場されている株式	5,000千円	6,000千円

(問題40)

(設問A) 落合さんの相続に係る妻の相続税の課税価格（生命保険金等の非課税金額控除後の金額）として、正しいものはどれか。

1. 9,000千円
2. 20,000千円
3. 30,000千円
4. 74,000千円

(問題4 1)

(設問B) 落合さんの相続に係る長男の相続税の課税価格として、正しいものはどれか。

1. 39,000千円
2. 44,000千円
3. 45,000千円
4. 50,000千円

(問題4 2)

(設問C) 落合さんの相続に係る相続税の取扱いに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、各規定の適用要件を満たしているものとし、日米相続税条約については考慮しないものとする。

1. 妻は、配偶者に対する相続税額の軽減の適用を受けることができる。
2. 長男は、相続税の延納や物納の申請をすることができる。
3. 二男は、障害者控除の適用を受けることができる。
4. 妻は、相続した財産について、X国の法令によりX国で相続税に相当する税が課された場合であっても、外国税額控除の適用を受けることはできない。

(問題4 3)

(設問D) 国外財産に対する相続税および贈与税の取扱いに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、日米相続税条約については考慮しないものとする。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 国外に本店がある外国会社の発行する非上場株式等は、非上場株式等についての相続税の納税猶予および免除の特例の対象とはならない。
2. 国外にある宅地等についても、要件を満たせば小規模宅地等の特例の適用の対象となる。
3. 国外財産の贈与を受けた場合には、その贈与について相続時精算課税制度を選択することはできない。
4. 無制限納税義務者が国外財産を贈与により取得した場合において、当該国外財産について、その国外財産の所在場所である外国で贈与税に相当する税が課されたときは、贈与税の計算上、外国税額控除の適用を受けることができる。

問11

次の設例に基づき、事業承継等に関する以下の設問A～Gについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

PA株式会社（以下「PA社」という）およびPB株式会社（以下「PB社」という）の代表取締役社長である鶴見聰さん（以下「鶴見さん」という）は、将来の事業承継および相続対策について検討している。PA社およびPB社に関する状況等は以下のとおりである。なお、鶴見さんおよびその親族等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、鶴見さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

[PA社およびPB社の状況]

●株主構成

株主	両社役職	PA社		PB社	
		保有株数	議決権割合	保有株数	議決権割合
鶴見さん	代表取締役	90,000株	90%	500株	100%
鶴見さんの長男	取締役	3,000株	3%	0株	0%
鶴見さんの妻	—	7,000株	7%	0株	0%
合計		100,000株	100%	500株	100%

●資本金等の状況

会社名	PA社		PB社	
資本金等の額	50,000千円			3,000千円
1株当たりの類似業種比準価額	1,800円			90,000円
総資産および負債 (課税時期現在)	総資産	負債	総資産	負債
帳簿価額	280,000千円	110,000千円	70,000千円	30,000千円
相続税評価額	260,000千円	110,000千円	120,000千円	30,000千円
1株当たりの配当金額	直前期	年25円 (普通配当)	直前期	年0円
	直前々期	年20円 (普通配当) 年20円 (記念配当)	直前々期	年0円

●会社区分等

- PA社およびPB社の株式は「取引相場のない株式」であり、すべて普通株式である。
- PA社の株式評価上の会社規模は中会社（Lの割合0.75）に該当する。
- PB社の株式評価上の会社規模は小会社（Lの割合0.50）に該当する。
- PA社は特定の評価会社に該当しないが、PB社は土地保有特定会社に該当する。

[その他]

- ・ 株式の評価方式については、それが複数あり任意に選択できる場合には、評価額が最も低くなるような評価方式を選択するものとする。
- ・ 1株当たりの純資産価額および配当還元価額は、次の算式により計算した金額によって評価する。

<純資産価額の算式>

$$\text{純資産価額} = \frac{(A - B) - \{(A - B) - (C - D)\} \times 37\%}{E}$$

A : 課税時期現在の相続税評価額による総資産額

B : 課税時期現在の相続税評価額による負債額

C : 課税時期現在の帳簿価額による総資産額

D : 課税時期現在の帳簿価額による負債額

E : 課税時期現在における発行済株式数

※ $(A - B) - (C - D)$ がマイナスの場合は 0 とする。

<配当還元価額の算式>

$$\text{配当還元価額} = \frac{\text{その株式に係る年配当金額}}{10\%} \times \frac{\text{その株式の1株当たりの資本金等の額}}{50\text{円}}$$

※その株式に係る年配当金額は、1株当たりの資本金等の額を 50 円とした場合の金額とする。

また、その株式に係る年配当金額が 2 円 50 銭未満および無配のものにあっては、2 円 50 銭とする。

[株主の区分に応じた評価方式]

区分	株主の態様			評価方式				
同族株主の いる会社	同族株主	議決権割合が 5 %以上の株主		原則的 評価方式				
		議決権割合 が 5 %未満 の株主	中心的な同族株 主がいない場合					
			中心的な同族株 主がいる場合					
		中心的な同族株 主がいる場合	中心的な同族株 主					
			役員である株主または役員となる株主					
	その他の株主							
同族株主の いない会社	議決権割合の合 計が 15 %以上 の株主グループ に属する株主	議決権割合が 5 %以上の株主		原則的 評価方式				
		議決権割合 が 5 %未満 の株主	中心的な株主が いない場合					
			中心的な株主が いる場合					
		役員である株主または役員となる株主						
	その他の株主							
	議決権割合の合 計が 15 %未満の 株主グループに属する株主							

(問題4 4)

(設問A) 現時点で、鶴見さんが保有するP A社の株式5,000株を長男に贈与した場合、贈与を受けた長男の贈与税の課税価格の計算上、P A社の1株当たりの相続税評価額として、正しいものはどれか。

1. 1,500円
2. 1,574円
3. 1,725円
4. 1,800円

(問題4 5)

(設問B) 現時点で、鶴見さんが保有するP A社の株式1,000株をP A社の役員（鶴見さんの親族ではない）に贈与した場合、贈与を受けたP A社の役員の贈与税の課税価格の計算上、P A社の1株当たりの相続税評価額として、正しいものはどれか。

1. 225円
2. 250円
3. 325円
4. 1,425円

(問題4 6)

(設問C) 現時点で、鶴見さんが保有するP B社の株式100株を長男に贈与した場合、贈与を受けた長男の贈与税の課税価格の計算上、P B社の1株当たりの相続税評価額として、正しいものはどれか。

1. 90,000円
2. 116,500円
3. 143,000円
4. 180,000円

(問題47)

(設問D) 取引相場のない株式を譲渡した場合の所得税および贈与税に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 個人が個人に対して時価の1／2未満の金額により譲渡して譲渡損失が生じる場合、その譲渡損失はなかったものとみなされる。
2. 個人が個人に対して著しく低い価額の対価で譲渡した場合、原則として、譲渡者である個人から譲受者である個人に贈与があったものとみなされる。
3. 個人が法人に対して時価の1／2未満の金額により譲渡した場合、譲渡時の時価により譲渡があったものとみなされる。
4. 個人が、取引相場のない株式をその株式の発行会社に譲渡し、みなし配当課税が行われる場合、その配当所得について申告分離課税を選択することができる。

(問題48)

(設問E) 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予および免除の特例」(以下「特例措置」という)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、後継者は2025年1月1日以後に非上場株式等を贈与により取得するものとする。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 特例措置の適用を受けようとする場合、原則として、納税が猶予される贈与税額および猶予期間中の利子税の額に相当する担保を提供しなければならない。
2. 後継者である受贈者は、贈与の日まで引き続き3年以上、特例認定贈与承継会社の役員等でなければならない。
3. 受贈者(その年の1月1日において18歳以上の者に限る)が特例措置の適用を受ける場合、その者が贈与者(その年の1月1日において60歳以上の者に限る)の直系卑属である推定相続人または孫以外の者であっても、相続時精算課税制度の適用を受けることができる。
4. 特例措置の適用対象となる非上場株式等に、合名会社、合資会社または合同会社の出資も含まれる。

(問題49)

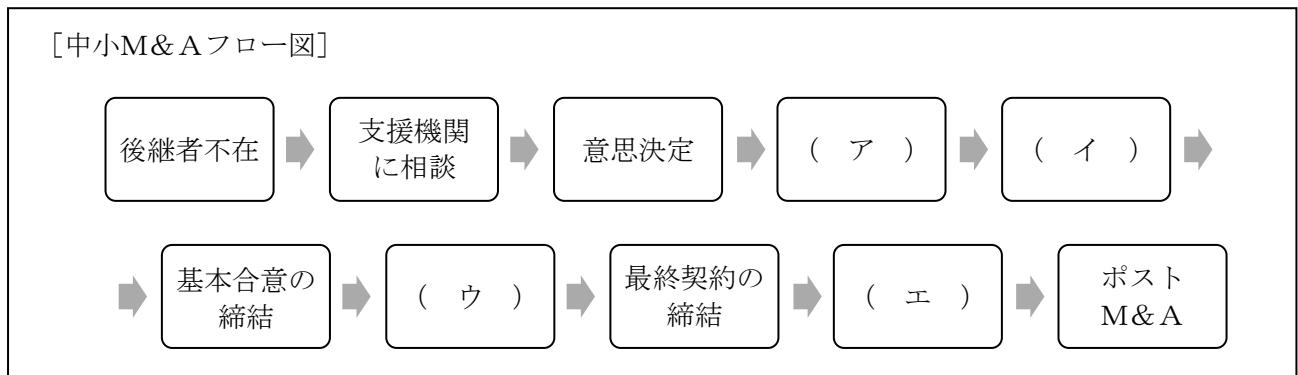
(設問F) 「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」における「遺留分に関する民法の特例」(以下「民法特例」という)および「所在不明株主の株式の競売及び売却に関する特例」(以下「会社法特例」という)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、「所在不明株主」とは、株主名簿には記載があるものの会社が連絡を取れなくなり、その所在が不明になっている株主をいうものとする。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 民法特例の適用対象となる中小企業者は、法人の場合、民法特例の合意時点において5年以上継続して事業を行っている非上場会社に限られる。
2. 民法特例の適用上、旧代表者からの贈与等により取得した自社株式の一部を除外合意、残りの自社株式を固定合意というように、除外合意と固定合意を併用することができる。
3. 会社法特例を適用することにより、所在不明株主の有する株式の取得に要する手続きに必要な、株主への通知不到達・配当不受領の期間を5年から1年に短縮することができる。
4. 会社法特例を適用して所在不明株主の株式を売却する場合、一定の手続保障を経たうえで、裁判所の許可が必要である。

(問題50)

(設問G) 次の<資料>は、中小企業庁の「中小M&Aガイドライン（第3版）」の「中小M&Aフロー図」を基に作成したものである。<資料>の空欄（ア）～（エ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

<資料>



1. (ア) マッチング
(イ) デュー・ディリジェンス
(ウ) クロージング
(エ) バリュエーション
2. (ア) マッチング
(イ) バリュエーション
(ウ) デュー・ディリジェンス
(エ) クロージング
3. (ア) バリュエーション
(イ) マッチング
(ウ) クロージング
(エ) デュー・ディリジェンス
4. (ア) バリュエーション
(イ) マッチング
(ウ) デュー・ディリジェンス
(エ) クロージング